

千葉労働局発表  
平成22年2月1日

担当	職業安定部需給調整事業室
	室長 小川 弘一
	係長 石川 博将
電話	043-202-5181

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令  
及び労働者派遣事業改善命令に係る訂正について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項に基づき提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書を提出していなかった労働者派遣事業を行う派遣元事業主に対し、平成21年12月25日付けで千葉労働局長（千葉秀木）は同法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令（以下「事業停止命令」といいます。）及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令（以下「改善命令」といいます。）を行ったところですが、その一部について下記のとおり訂正しましたので、お知らせします。

記

1 訂正の対象となる事業主

事業主名称	AOS 有限会社
届出受理番号	特 12-300089

2 訂正の理由

1については、所在地の変更により既に当該届出受理番号は有効ではないものであるにもかかわらず、事業停止命令及び改善命令を行ったものであることから、訂正を行うものです。

なお、1の名称の事業主に対しては、既に別の所在地において別の届出受理番号が付与されていますが、当該別の届出受理番号に係る事業継続に問題はありません。

千葉労働局発表  
平成 21 年 12 月 25 日  
(平成 22 年 2 月 1 日訂正版)

担 当	職業安定部需給調整事業室	
	室長	小川 弘一
	係長	石川 博將
	電話	043-202-5181

## 労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

千葉労働局長（千葉秀木）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

第 1 被処分労働者派遣事業主  
別添の一覧表に記載のとおり

第 2 処分内容  
特定労働者派遣事業主  
労働者派遣法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令  
（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）  
労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令  
（労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり）

第 3 処分理由  
別添の一覧表に記載する派遣元事業主は、労働者派遣法第 23 条第 1 項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、労働者派遣法施行規則第 17 条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容  
全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第 23 条第 1 項の事業報告書及び収支決算書が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容  
労働者派遣法第 23 条第 1 項の事業報告書及び収支決算書について、提出すること。

(参 考)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律  
(昭和60年法律第88号) (抄)

(許可の取消し等)

第14条

- 2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令等)

第21条

- 2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

- 第23条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

- 第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

- 第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号) (抄)

(事業報告書及び収支決算書)

- 第17条 法第23条第1項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

- 第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第14条第2項の規定による命令
- 二 法第21条第2項の規定による命令
- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

別添

## 対象となる特定労働者派遣事業主一覧表

番号	届出年月日	届出番号	派遣元事業主の名称	代表者の職氏名
1	平成 18 年 3 月 13 日	特 12-300376	有限会社 TY スタッフサービス	代表取締役 米山 徹
2	平成 19 年 4 月 11 日	特 12-300837	株式会社 SS21 マネジメント	代表取締役 羽深 富則
3	平成 18 年 8 月 31 日	特 12-300519	有限会社 サンマルタケ	代表取締役 竹下 竜一
4	平成 18 年 10 月 10 日	特 12-300554	有限会社 エコライフ	代表取締役 山本 清忠
5	平成 14 年 7 月 1 日	特 12-090070	有限会社 桑江興業	代表取締役 桑江 良広
6	平成 18 年 4 月 27 日	特 12-300410	大航メンテナンス 有限会社	代表取締役 村山 大造
7	平成 19 年 1 月 29 日	特 12-300704	株式会社 リング・ロジ	代表取締役 楠本 信之
8	平成 19 年 2 月 27 日	特 12-300747	株式会社 まるもん	代表取締役 岡田 健彦
9	平成 19 年 3 月 19 日	特 12-300783	チハラ総合コンサルタント 有限会社	代表取締役 千原 良治
10	平成 20 年 2 月 27 日	特 12-301347	株式会社 山重	代表取締役 山田 憲治
11	昭和 61 年 7 月 1 日	特 12-010033	日本美装工業 株式会社	代表取締役 土屋 菊司
12	平成 14 年 11 月 1 日	特 12-080028	株式会社日本システムインテグレイト	代表取締役 坂本 夸章
13	平成 20 年 8 月 27 日	特 12-301603	ファーストデータ 株式会社	代表取締役 原 元樹